

'82

12月

No. 159号

いっしょ



「ちいさな さむらい」

12月23日に幼稚園おゆうぎ会が開かれました。

昭和五十七年度 教育委員会表彰

一人・二団体が表彰される。

昭和五十七年度鹿部村教育委員会表彰が、十一月七日中央公民館で行なわれました。

本年度は、特別賞として一個人、一団体、団体賞として二団体、鹿部村青少年健全育成特別功労賞として個人の計二個人二団体が表彰されました。

昭和五十七年度鹿部村教育委員会表彰式が、十一月七日中央公民館において行なわれました。

この表彰は、昭和五十年から行なわれ、今年で八回目にあたり、鹿部村における体育の発展、興隆に寄与し、その功績顕著な方に贈られる鹿部村社会体育表彰と、鹿部村の青少年活動に顕著な功績のあった方又は他の青少年活動の模範となる行ないをした方に贈られる鹿部村青少年活動表彰があります。

本年度は、次の方々が受賞されました。



特別賞 野田吉彦くん

鹿部中学校野球部殿
昭和五十七年度渡島中体連野球大会で優勝し、全道大会でも第三位の優秀な成績をおさめました。

○団体賞

鹿部クラブーズ殿

第十一回全道少年野球函館地区大会で優勝し、全道大会においても優秀な成績をおさめました。

教職員女子卓球チーム殿

昭和五十七年度渡島中体連卓球大会に出場し、シングルスで優勝、全道大会でも優秀な成績をおさめました。



特別賞 鹿部中学校野球部



団体賞 鹿部クラブーズ

○鹿部村青少年活動表彰
○鹿部村青少年健全育成

特別功労賞

小坂恵子殿(中学校吹奏楽部)
昭和五十七年度吹奏楽団個人コンクール函館地区大会ピッコロの部において金賞を受賞し、全道大会においても金賞を受賞されました。



教職員女子卓球チーム



特別功労賞 小坂恵子さん

みんなそろって明るいお正月を



「歳末たすけあい運動」にご協力を

昭和57年度 鹿部村文化祭

去り行く秋を惜しみながら 文化の香りを満喫

昭和五十七年度鹿部村文化祭が、十一月七日中央公民館において行なわれました。

当日、会場となった中央公民館には、各部屋、ロビーに写真、やきもの、手芸、いけ花、書道、絵画、図工作品の力作が展示されました。

大ホールでは、芸能部門の民謡愛好会、演歌カラオケ愛好会、藤間会の芸能発表があり、最後は、鹿部中学校吹奏楽部の演奏が行なわれました。

また、茶室コーナーも開かれ、訪れた方は、チョッピリ茶道の気分を味わい、各コーナーを訪れた沢山のみなさんが、去り行く秋を惜しみながら、文化の香に浸っていました。



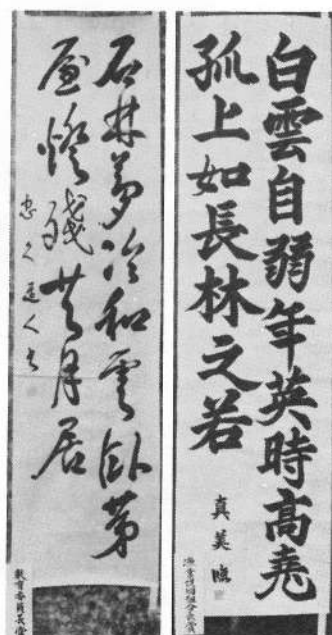
文化祭 開会式



藤間会による舞踊



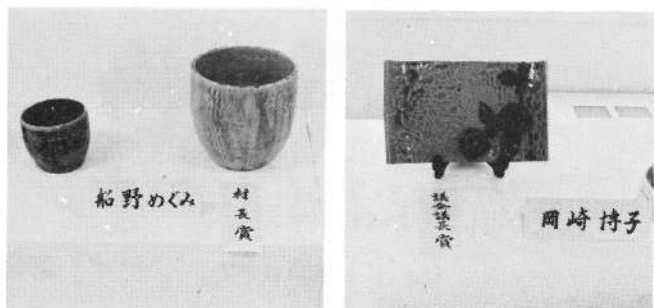
手芸作品展示コーナー



書道入選作品



写真展示コーナー



やきもの入選作品

ご存知ですか

国民年金の知識

- 4 -

「掛けて安心
もらってうれしい国民年金」



拠出年金 その3

通算老齢年金

昭和三十六年に拠出制の国民年金制度が発足し、すべての国民は、いずれかの年金制度の保護のもとにおかれるようになったわけですが、国民年金では、老齢年金の支給をうけるには、原則として二十五年の期間が必要であり、国民年金以外の年金制度でも老齢・退職年金の支給をうけるのには二十年の加入期間を必要としています。

年金制度の主眼は、老齢・退職年金の支給というところにありますが、このように一つの制度から老齢・退職年金をうけるには、二十年または二十五年という長期の加入期間を必要としていますので、いくつかの年金制度の間を渡り歩いた人は、個々の年金制度の加入期間が短いために、どの年金制度からも老齢・退職年金をうけられないという事態がおこります。また、一つの年金制度で老齢・退職年金をうけるのに必要な加入期間を満たした人が、他の年金制度に加入しても、その年金制度からは年金をうけられないという事態もおこります。

そこで、このようにいくつかの年金制度を渡り歩いた人にも、各年金制度の加入期間を合計（通算）して一定期間以上ある場合とか、一つの年金制度から老齢・退職年金をうけられる人またはうけるの

に必要な加入期間を満たしている人が、他の年金制度に一定期間以上加入した場合には年金を支給するという通算年金制度が創設されました。

通算される年金制度

通算の対象となる年金制度は、つぎの八つの制度で、これらの制度は『公的年金制度』といわれています。

- (一) 国民年金
- (二) 厚生年金保険
- (三) 船員保険
- (四) 国家公務員共済組合
- (五) 地方公務員等共済組合
- (六) 公共企業体職員等共済組合
- (七) 私立学校教職員共済組合
- (八) 農林漁業団体職員共済組合

通算される加入期間

通算の対象となる年金制度は、公的年金に限られ、原則として一つの年金制度の加入期間が一年以上あり、かつ、昭和三十六年四月一日以降の加入期間でなければなりません。

ただし、厚生年金と船員保険の加入期間については、昭和三十六年四月一日以後にいずれかの公的年金制度に加入すると同日前の加入期間も通算の対象となります。また、昭和三十六年四月一日において、現に加入していた共済組合に同日まで引き続いて加入していれば同日前の加入期間も通算の

対象となります。

なお、脱退手当金を受けた期間については、通算の対象にはなりません。このほか国民年金に任意加入できる人（国民年金以外の公的年金制度に加入している人の配偶者など）が国民年金に加入しなかったとき、その期間（通称「カラ期間」）についても通算の対象となりますが、年金額の計算の基礎とはなりません。

通算老齢年金の受給要件

加入期間が一年以上あり、一つの年金制度の加入期間だけでは、老齢・退職年金の資格期間を満たすことができない場合で、次のいずれかの条件に該当することが必

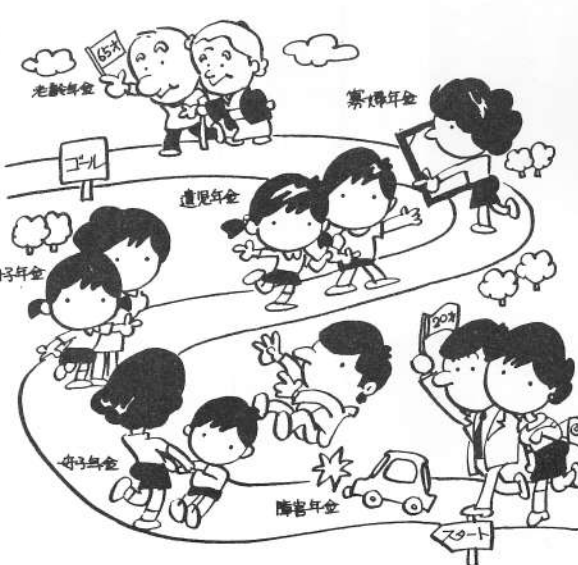
要です。

(一) 国民年金を含む公的年金の加入期間が二十五年以上あること。

(二) 国民年金を除く公的年金の加入期間が二十年以上あること。
(三) 他の年金制度から老齢・退職年金など受けることができること。

以上のどれかの条件を満たしていれば、通算老齢年金の受給資格期間を満たしていることとなります。

なお、この受給資格期間の「二十五年又は二十年」については、年齢に応じて短縮措置がとられております。



お知らせ



年末年始の役場一般事務の休務について

年末年始の役場一般事務を次のとおり休務いたします。
十二月三十日正午から
一月五日まで

年末年始のくみとり・ゴミ収集について

年末年始のくみとり、ゴミ収集は、次のように行ないますのでお知らせします。

ゴミ収集 年末は平常通り
年始は1月7日から
くみとり 年末は12月25日申込分まで年内に行なう。
年始は1月7日から

除雪作業についてのご案内

路上駐車は除雪作業の妨げになるのでやめましょう

今年も残すところ一ヶ月足らずとなり駒ヶ岳も白く雪化粧してよいよ本格的に冬將軍の到来です。村では、冬の快適な生活と、交通路の確保、及び緊急時に備えて除雪を行っています。例年除雪の際問題となるのは路上駐車です。冬の路上駐車は、除雪作業が手間どるだけでなく交通事故の原因にもなりますので絶対におやめ下さい。
又、除雪は、幹線道路を優先した除雪計画により行ないますのでご了承願います。



新年交礼会

開催のお知らせ

村・漁業協同組合・商工会・町内会連合会の共催による昭和五十八年新年交礼会を次により行ないますのでお知らせします。

日時 昭和五十八年一月一日
午前十時から
場所 中央公民館
費用 一人五〇〇円
その他 出席される方は、各町内会長まで申し込み下さい。

ガス溶接技能講習会を開催します。

ガス溶接技能講習会を次により開催いたします。
日時 一月十七日午前九時
午後五時
学科 一月十七日午前九時
午後五時
実技 一月十八日午前九時
午後六時

会場 中央公民館
受講料 七、〇〇〇円(テキスト代含)
締切 十二月二十四日
申込先 鹿部商工会
その他 申込用紙は、商工会にあります。

・学科講習終了後、修了試験を実施し、合格者には資格証を交付します。
(商工会)

皮切り

「年の市を皮切りに、あわただしい歳末行事が始まる」など、物事のし始めを「皮切り」と言います。ところでこの言葉が「お灸(きゅう)」に由来する、というのはいさよつと意外かも知れませんが、一番初めにすえるお灸は、特に熱く、痛くてまるで皮を切るようだ——ということから、このお灸を「皮切り灸(やいと)」と言います。さらに「皮切りの一灸(ひとひこ)と言つて、物事の始めはなんても苦しいことのとえになつていきます。」



皮を切らせて肉を切る、肉を切らせて骨を切る。皮と肉は、骨と髓に対する言葉で、表面上の本質的でないこと。そこから「はつきりと言わぬ遠回しな非難が皮肉と呼ばれています。」
「皮(み)か」は、境界がはつきりしないことで、物事の区別がつけにくい場合を言いますが、古川柳の「皮一枚はげば美人もしやれこうべ」となる。と昔も今も変わらない真理のようです。

行政改革

行政改革とは「時代の要請に即応した簡素にして効率的な政府をつくること」です。その方法は、時々の社会経済情勢などにより変化しています。

池田内閣当時の第一次臨時行政調査会は、折からの高度成長を背景に行政の「能率化」、総合調整機能の強化などを目指した答申を三十九年に提出し、

その後の行政改革の基礎として大きな役割を果たしています。それに対し五十六年三月には第二次臨時行政調査会が発足し安定成長時代に対処できる長期的かつ総合的な観点に立った、抜本的な行政改革案の策定に取り組んでいます。すてに、第一次答申(行財政改革に関する緊急提言)および第二次答申(許認可等の整理合理化)を提出し、七月三十日には第三次答申(基本答申)により、国の行政の全般にわたつて広く見直しを行い、行政改革の基本的な方策を提出しました。政府は、これら答申を最大限に尊重して、今後、行政改革の実現に計画的に取り組むこととしています。

交通安全は

年末・年始の交通事故防止

「ゆとり」思いやりから

街は人の波、道路は車の「洪水」――。街全体が何となく気ぜわしくなるのが十二月です。

その気ぜわしさのなかで、ややもすると、わたしたちは「心のゆとり」を見失いがちです。

交通事故防止――ドライバーにとつても、歩行者にとつても

スピードの出し過ぎは「自殺行為」

最近の交通事故死亡原因のなかで目立つのは、制限速度を超えた、スピードの出し過ぎによる事故が大幅に増えていることです。

そもそも、自動車の制限速度というのは、自動車の種類や道路の状況などを考え、危険を未然に防止し、交通の安全が保てる速度ということで指定されているのです。

ですから、スピードの出し過ぎは自ら危険を冒し、死への道を進んでいるのと同じことです。ドライバーの皆さんは「スピードの出し過ぎは事故につながる」ということを心に銘記し、制限速度内で走ることを心掛けましょう。

大切なのは「心のゆとり」とお互いに相手の立場を尊重する、思いやりの心です。

年末から年始にかけての交通事故を防止するためにも「ゆとり」と思いやりの心をもつて安全運転、安全走行を心掛けましょう。

飲酒運転防止は「三不運動」の実践から

年末から年始にかけては「忘年会」や「新年会」などがあり、何かとお酒を飲む機会も多くなります。この時期、ドライバーの方に特に注意してもらいたいのが飲酒運転による事故です。お酒を飲むと、自分では酔っていないかと思っても、感覚は麻痺し、素早い判断や行動ができなくなりま

具体的には、前方の人や車の確認が遅れたり、見落としたりするほか、気が大きくなり危険を危険とも思わなくなってしまうなど非常に不安定な心理状態になります。つまり飲酒運転は、交通事故と背中合わせになっているのです。

飲酒運転の防止には、ドライ



バー自身が気を付けるだけでなく、家族、地域、職場ぐるみの注意も必要です。

そこで、ぜひ次の「三不運動」を実践してください。

▽飲んだら乗らない

▽乗るなら飲まない

▽乗るなら飲ませない

また、酒類を提供する飲食店経営者の方は、車で来ているお客さんには十分配慮し、酒類は絶対に出さないとか、お酒を飲んだ場合は、車のキーを預かるなどして、真の思いやりで飲酒運転を防止しましょう。

安全運転の励行は「ゆとり」から

ベスト・ドライバーの条件とは、走行中、特に先を急いでいるようなときでも、はやる気持ちを抑えて運転できることだとされています。

年末のあわただしさのなかで、

時間に追われての運転中、ついほかのことを考えたり、わき見運転するのは大変危険です。ちよつとした心のスキが事故を招きます。

安全なスピードで、十分な車間距離を保ち、前方の安全を確認し、どんな事態にも対応できるように常に「ゆとり」をもつて運転しましょう。

歩行者の安全な横断は「自らの手で」

歩行者も、年末になると気分的にあわただしくなり、つい先を急ぐ気持ちから、いきなり道路に飛び出したり、無理な横断をしたりする光景が目につきま

しかし、車は急に止まれません。急ブレーキを踏んでから車が止まれるまでの距離はというと、時速六十キロで約六十メートル必要です。また、時速六十キロでの走行距離は一秒間で約二十メートル。まだ遠くに車がいてると思ってもアツという間に

近づいてきます。

はやる気持ち、あせる気持ちは歩行者にも禁物です。「自らの安全は自らの手で」を合言葉に、交通事故に遭わないために次のことを実践しましょう。

▽横断歩道や歩道橋、横断地下道など、安全に渡れる場所を選んで横断しましょう。

▽横断するときは必ず、いったん立ち止まり、安全を確かめ、速やかに渡りましょう。

▽駐停車している自動車の間や、渋滞でノロノロ走っている自動車の直前直後の横断はやめましょう。

▽歩行者、特に子供や老人の方が左右の安全を確かめずに横断しようとしているのを見かけたら、一言声を掛けたり、手を引いて横断を手助けしてあげましょう。

▽夜間外出する場合は、明るい色の服装を心掛けたり、反射材の付いた服などを着るなどしてドライバーからよく見えるような配慮をしましょう。



〔注〕反射材＝車のライトなどに照らされると反射するもので、衣服につけるもののほかに、カバンや靴底などに張る反射テープなどもあります。



場 所 中央公民館

日 時 十二月二十一日
午後二時から

村では、出かせぎ者の安全就労や雇用安全のため「出かせぎ者安全就労講習会」を次のとおり開催いたしますので、出かせぎをされる方は、必ず受講して下さい。

出かせぎ者安全就労講習会を開催します。

賃金の最低額が改定されました。

労働者の賃金は、最低賃金法によって一日及び一時間の最低賃金が決められています。

この度、北海道労働基準局では、北海道に適用される最低賃金を次のように改定いたしました。

なお、使用者が最低額を守らずこれ以下の場合には処罰されることがあります。

(最低額には、精皆勤手当、通勤手当、家族手当は算入されません)

北海道の最低賃金

産業別最低賃金

(昭和57年度改正)

最低賃金の名 件	最低賃金額		適用の範囲	発 効 年 月 日
	日 額	時間給		
食料品製造業	3,442	431	ただし、次の者は下段の金額が適用されます。 (1) 手作業による洗浄、皮むき、選別、包装又は箱詰めの業務に主として従事する者。 (2) 清掃、片付けその他これらに準ずる軽易な業務に主として従事する者。	57.11. 6
	3,067	384		
繊維産業	3,339	418	ただし、次の者は北海道最低賃金(下記)が適用されます。 衣服・その他の繊維製品製造業、メリヤス手袋製造業又は製綿業に係る業務に従事する者。	57.11. 6
木材・木製品・ 家具・装備品 製造業	3,514	440	ただし、次の者は下段の金額が適用されます。 (1) 家具・装備品製造業に係る業務に従事する者であって、雇入れ後6月未満の技能習得中のもの。 (2) 経木・同製品製造業、割ばし製造業又はアイスステックパー製造業に係る業務に従事する者。(機械の操作又は調整の業務に主として従事する者を除く。) (3) 手作業による塗り、選別、補修、包装又は運搬、清掃、炊事その他これらに準ずる軽易な業務に主として従事する者。	57.11. 6
	3,103	388		
パルプ・紙・ 紙加工品 製造業	3,691	462	ただし、次の者は下段の金額が適用されます。 (1) 加工紙製造業、紙製品製造業、紙製容器製造業(重包装紙袋製造業を除く。)又はその他のパルプ・紙・紙加工品製造業に係る業務に従事する者。 (2) パルプ製造業、紙製造業又は重包装紙袋製造業に係る業務に従事する者であって、手作業によるごん包、選別又は運搬、清掃、炊事その他これらに準ずる軽易な業務に主として従事するもの。	57.11. 6
	3,130	392		
出版・印刷・ 同関連産業	3,560	445	ただし、次の者は下段の金額が適用されます。 (1) 印刷業に係る業務に従事する者であって、雇入れ後6月未満の技能習得中のもの。 (2) 清掃、片付けその他これらに準ずる軽易な業務に主として従事する者。	57.11. 6
	3,184	398		
窯業・土石 製品製造業	3,514	440	ただし、次の者は下段の金額が適用されます。 手作業による包装、清掃、片付けその他これらに準ずる軽易な業務に主として従事する者。	57.11. 6
	3,103	388		
機械・金属製品 等製造業及び 自動車整備業 (含む。機械修理業を 含む。道路運送車両 法第77条の自動車 分解整備事業を 含む。)	3,566	446	ただし、次の者は下段の金額が適用されます。 (1) 雇入れ後6月未満の者であって、当該職種に主として従事した期間が、技能習得期間を含め通算して6月未満のもの。 (2) 卓上において小型電動工具又は手工具を用いて行う穴あけ、組立て、ねじ合せ、みがき又は塗油の業務に主として従事する者。 (3) 清掃、整理、片付け、炊事その他これらに準ずる軽易な業務に主として従事する者。	57.11. 6
	3,112	389		
卸 売 業	3,352	419	ただし、清掃、片付けの業務に主として従事する者は北海道最低賃金(下記)が適用されます。 (注) 小売業は北海道最低賃金(下記)が適用されます。	57.11. 6
石炭鉱業	5,000		坑内作業に従事する者。 (坑外作業に従事する者は北海道最低賃金(下記)が適用されます。)	57. 2. 8
金属鉱業等	5,000		坑内作業に従事する者。 (坑外作業に従事する者は北海道最低賃金(下記)が適用されます。)	57. 2. 8

(地域包括最低賃金)

上記の産業別最低賃金が適用されない労働者に適用

北 海 道	3,023	380	道内のすべての事業に働く労働者に適用されますが、上記の産業に働く労働者については、それぞれの産業別最低賃金が適用されます。	57.10. 3
-------	--------------	------------	---------------------------------------------------------------	----------

カメラ・アイ

●鹿部村文化祭(11月7日撮影)

今年も歌も唄った鹿中吹奏楽部 熱唱く

愛好会旗をバックに熱唱する演歌カラオケ愛好会のみなさんです。



OL三人娘



「ハイティーンブギ」



「ニンジン娘」



口頃の練習の成果が出ました。

藤間会は、口頃の練習の成果を発揮し見事な踊りを舞いました。



じつくり聞かせて下さいました。シブイのどでじつくり聞かせた民謡愛好会のみなさんです。



つくりUP82PS
茅部ハムクラブは、子供達が山あつまり大人気でした。



私の作品もあるわ
中学校生徒の作品も多数展示されました。





ありゃ!? 剣が入らないよ!



●幼稚園おゆうぎ会(12月3日撮影)
幼稚園おゆうぎ会は、12月3日
に行なわれ、かわいい演技にお母
さん方から大きな拍手が送られて
いました。



私はちょうちょ

白雪姫



こども大漁節



ケガをおしての出場

バチさばきもあざやかに

にじのこびとたち





滝 沢 会 長

第11町内会は、宇鹿部のフィッシュから鹿部川まで国道に面した山側と通称「寺マチ」の区域40戸で構成している町内会です。われらの町内会は、他の町内会にはないユニークな事業を行っています。まず「敬老会」ですが、毎年十月われらの町内会にある老人いこいの家に町内の六十五才以上の老人を招き、記念品を送り、

心づくしの料理で一日くつろいでもらっていますが、これが大変好評であり今後も続けて参りたいと思います。又、ボーリング大会も毎年大沼で行っており恒例行事として定着しました。交通安全教室もその一つですが、これは、九・十・十一・十二町内会の共同事業で、子供たちに交通规则をよくおぼえてもらって交通事故をなくそうというのが目的で行っています。去年は又、踊り山の花代で、バスを貸切り道博を見学してきました。

また、役員の方々が、老人世帯を訪問し、困ったことや、悩みこととの相談も行っております。

その他は、花見、節分祭、町内清掃、新年会等の行事を行って親睦を深めています。

今後も役員の方々の協力を得ながら諸事業を通じ、より親睦を深め活気に満ちた町内会づくりを進めて参りたいと思います。

- | | |
|---------|-----------|
| 会長 | 滝 沢 辰 雄 |
| 副会長 | 田 口 幸 作 |
| 書記 | 洪 谷 孝 子 |
| 書 記 | 千 葉 光 義 |
| 会 計 | 荒 谷 瞳 |
| 青少年部長 | 佐 藤 善 次 郎 |
| 婦人部長 | 境 井 美 津 子 |
| 体育部長 | 児 玉 進 |
| 新生活部長 | 小 田 光 孝 |
| 交通安全全部長 | 表 野 清 勝 |
| 環境部長 | 大 塚 文 夫 |



敬 老 会



ボ ー リ ン グ 大 会

いよいよ師走！
この時期は、誰もが心なしかせわしなくなるとともに、多額の現金を狙った窃盗、強盗事件が多く発生しています。

犯罪を防いで明るい歳末を送るため、次のこと気をつけましょう。

- ちよつとの留守でも必ず戸締りをしましょう。
- 家を留守にするときは、戸締りを厳重にし、新聞などは配達を一時断るなど、「るす」が判らないようにしましょう。
- 夜間無人となる会社、事務所などには、現金をおかないように

- 銀行などから多額の現金を引き出すときは、二人以上で行くようにしましょう。
- 人混みの中では、スリに用心しましょう。
- 車両を離れるときは、必ずキーをぬきとり、ドアロックをしましょう。
- 暴力には、泣き寝入りをしたり、見過すことなくすぐに警察に届出ましょう。
- 戸締りのことで不安な方は、警察の「カギの相談コーナー」をご利用下さい。

—— 鹿部巡査部長派出所 ——

ゼロ 交通事故死をめぐして

いよいよ本格的な冬が、やってきました。冬道への変わりめには、車両整備の切り替えと同時に、運



鹿部巡査部長派出所 棟方巡査部長

盗難事件などに気をつけましょう

—— 犯罪を防いで明るい歳末を ——

転者自身の心の切り替えが大切です。運転者の方はもち論、歩行者の方も「冬道はすべる」ことを念頭におき、交通事故の加害者や被害者にならないよう十分注意して下さい。

また、例年この時期になると飲酒運転が多くなります。飲酒運転は重大事故につながりますので絶対やめましょう。

運転者も歩行者も十分注意をし、村民総ぐるみで交通事故のない明るい村をつくりましょう。

瀬崎 正志くん

昭和38年4月8日生

フレッシュさん

- 4 -

盛田美哉子さん

昭和39年3月28日生



◎今年の三月森高校を卒業。
四月鹿部郵便局に勤務

◎職場について

毎日バイクに乗って郵便物を配達していますが、寒くなるにつれ仕事も厳しくなってきました。



◎今年の三月に森高校を卒業。
四月鹿部漁業協同組合に勤務

◎職場について

鹿部漁業協同組合で受付事務をしています。始めのうちは失敗ばかりでしたが、親切な先輩

◎今後の鹿部村について
Uターン現象で若者が故郷に帰ったり、残ったりして鹿部にも若者が多くなってきました。今後ますます増加して、都会化していくことと思いますが、田舎の「素朴さ」だけは失なわないで活気のある村になってもらいたいと思います。

四月に勤めたころは、配達先や要領がわからず困りましたが、先輩の皆さんに教えていただいた仕事にもやっとなれました。
これからますます寒くなりますが、心のこもったあたたかい便りをお届けするためガンバリます。

◎今後の鹿部村について
今の職場に勤めてみて、ずい分若者が鹿部に残っていることがわかり、少し驚きました。
この若いエネルギーがどんどんと良い面で発揮されたならば、活気に満ちた鹿部になると思います。そうなるよう希望しています。

のおかげで仕事にも慣れました。あと当面の課題は、組合員の皆様のお顔とお名前を一日も早く覚えることです。
これからも、初心忘れるべからず、いつも笑顔でガンバリます。

柿の木であいと答へる小僧哉 一茶
栗や柿の実、炒(い)り豆やふかし芋が、大切なおやつだった時代に比べ、現代は間食もすっかり様変わりして、スナック菓子が全盛。コーン、小麦粉、芋類、米などを原料として加工した実に多種多様、いりどり豊かなスナック菓子が店頭にならんでいます。



おやつ

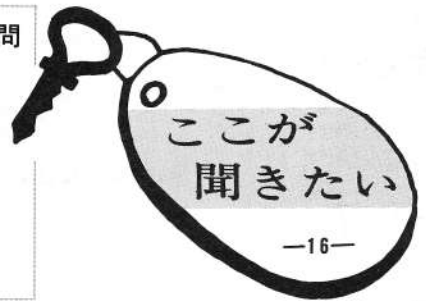
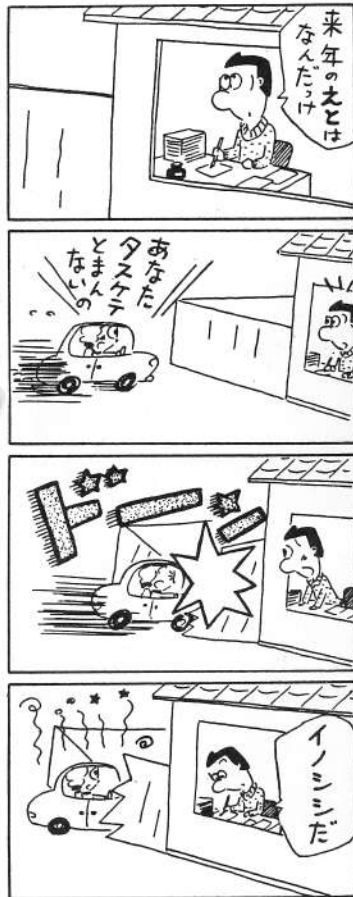
テレビを見ながら、さくさく…と、スナック菓子は口当たりがよいので1袋くらいすぐ子供は平らげてしまいますが、与え方には要注意です。
東京都立衛生研究所の分析によると、例えばポテトチップスの場合、平均して脂肪分30%以上、最も多いものでは成分の42%が脂肪というものもあります。1袋(百グラム見当)でざっと600カロリーにもなり、これはカツ丼1杯分くらいに相当するということです。
そのほかのスナック菓子も、押しなべて脂

を多く使いほぼ20%以上の脂肪分を含み、1袋で500カロリー前後。10歳までの子供のエネルギー所要量は1日1,500から2,000カロリーです。



3~4袋で1日の所要量を突破します。
塩分も多いスナック菓子では、水分も欲しくなりがちですが、炭酸飲料、乳飲料、果汁飲料などには1缶(250ミリリットル)で平均25グラムほどの糖分があり、1日に2~3缶飲むと、それだけで糖分の取り過ぎ。
カロリー過剰、糖分過剰は肥満などの一因にも……。偏食を避ける意味でも、おやつにはお母さんの心配りが望まれます。

さわやか君 西村 宗



問
私は、八年前に二百坪の土地を二百万円で購入しましたが、この度それを五百万円ですり売りました。この時、測量代や登記手数料等で二十万円かかりましたが、売った代金にかかる税金が心配です。どの位かかるか教えてください。

課税譲渡所得＝(取得費＋譲渡費用)＋特別控除×税率＝税金
 $\{500万円 - (200万円 + 20万円 + 0円)\} \times 52\% = 145万6千円$

※取得費
売った土地、建物を買った時の代金(わからない時は、譲渡価格の5%)

※譲渡費用
土地や建物を売るときに直接支出した費用
 ①仲介手数料 ②測量費用 ③立退料 ④建物をこわして土地を売った時の取こわし費用

※特別控除—主なもの(ふつうの場合)
くわしくは税務課へお問い合わせ下さい。(税務課)

答
土地を売った場合の税金の計算は、長期譲渡所得(取得してから売るまでの所有期間が10年を超える場合)と、短期譲渡所得(所有期間が10年以下の場合)に分かれ、それぞれ計算方法が異なりますが、ご質問の場合は、所有期間が八年ですから短期譲渡所得の適用を受け、税金は、次の通りとなります。

税率

長期譲渡所得—百万円
短期譲渡所得—0
[特別の場合]
自分の住んでいる家と土地を売ったとき
—三千万円
—三千万円
取用などのとき

○長期譲渡所得
所得税—20%
道村民税—6%

○短期譲渡所得
所得税—40%
道村民税—20%

注—長期の26%は、売った代金が四千万円まででそれ以上はいろいろ税率が異なります。

世帯と人口

57・11・30現在
() は前月比です。

世帯数	1,321世帯 (+5)
男	2,560人 (+12)
女	2,554人 (+6)
計	5,114人 (+18)

戸籍の窓



おたんじょうおめでとう

氏名

松本 康宏	松川 雅俊	能戸 豊彦	高谷 香輝	中村 彩己	有田 和辰	上平 達夫	松浦 由佳	吉真 由紀
善一	淳	政彦	輝清	己夫	辰司	博	幸一	紀一郎
宮浜	宮浜	宮浜	宮浜	宮本	宮本	宮本	宮本	宮本

おくやみもうします

住所

竹松 駒	伊藤 清吉	桜田 治三郎	松井 享之助	林井 七三才
八〇才	八〇才	八〇才	八〇才	八〇才
本別	宮浜	大岩	宮浜	鹿部

12月・1月の救急病院

12月26日…リハビリテーション診療所 (鹿部村) ☎ (7)3321	1月3日…望ヶ丘病院 (七飯町) ☎ 0138(65)8111
12月29日…笹本病院 (七飯町) ☎ 0138(65)7131	1月9日…澤田医院 (鹿部村) ☎ (7)2105
12月30日…野本医院 (大野町) ☎ 0138(77)8140	1月15日…西谷医院 (七飯町) ☎ 0138(65)2330
12月31日…遠藤医院 (七飯町) ☎ 0138(67)2070	1月16日…渡辺病院 美ヶ丘病院 (大野町) ☎ 0138(77)8761
1月1日…国立療養所 北海道第1病院 (七飯町) ☎ 0138(65)2525	1月23日…佐々木外科医院 (七飯町) ☎ 0138(65)3520
1月2日…尚仁堂診療所 (大野町) ☎ 0138(77)8105	1月30日…安田医院 (七飯町) ☎ 0138(65)7341

— 診療時間は午前9時～午後4時 —